平成24年度　事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	河川水質監視								継続
コード	48	－	23	－	02	－	00	予算事業名	水質汚濁対策
担当部署	環境部		環境保全課		水質・浄化槽担当			予算事業コード	会計 10 款 04 項 01 目 11

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け　　位置付けなしの場合

法令による実施義務　一部義務

基本目標(章)	5章	人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち	根拠となる法令、条例等	水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法
方向性(節)	3節	環境保全対策の推進		
施策	2	生活環境の保全	個別計画等の名称	第二次川越市環境基本計画
細施策	1	水・土壌環境の保全		

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	川越市内の公共用水域（河川等）を対象に、公共用水域の水質の汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況を把握する。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	毎年度実施。公共用水域の採水は主に市職員が行い、分析は委託業者が行う。 得られた分析結果から水質汚濁の状況を把握し、経年変化を把握するため結果のまとめ及び保管を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度	
予算額			13,627	14,235	17,551	16,456	15,009			
	事業費	A	11,752	14,390	13,978	13,358	13,358		13,358	
	人件費	B	7,400	7,030	7,400	8,140	6,290	0	6,290	0
総コスト（C＝A＋B）			19,152	21,420	21,378	21,498	19,648		19,648	
正規職員（1年間の従事人数）			1.00人	0.95人	1.00人	1.10人	0.85人		0.85人	
臨時職員（1年間の従事人数）			0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人		0.00人	
国県支出金		D	0	0	0	0	0		0	
その他特定財源		E	0	0	0	0	0		0	
市の財政負担（＝C－D－E）			19,152	21,420	21,378	21,498	19,648		19,648	

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

活動	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
活動	公共用水域調査対象地点	地点	37	35	34	31	公共用水域の調査対象地点数
活動	公共用水域調査実施割合	%	82.2	100.0	100.0	100.0	延べ調査実施地点数 ／ 延べ調査予定地点数 × 100
成果	水質環境基準適合状況（生活環境項	%	89.0	87.0	87.0	87.0	環境基準が設定されている4河川における生活環境項目の適合割
活動	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類調実施割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	延べ調査実施地点数 ／ 延べ調査予定地点数 × 100
中心指標の考え方	本事業は適切な成果指標がないため、活動指標を主に評価する。						
指標に基づく評価	公共用水域調査対象地点については見直しにより減少している。公共用水域調査実施割合については、20年度において業務多忙につき法律に基づく調査等最低限の実施となった時期があったものの、以降予定通り実施している。ダイオキシン類調査実施割合については、予定通り実施している。						

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況　　効率性に課題

本事業は法令に基づき実施しているものと、市独自で実施しているものがある。市独自の調査地点については見直しを行い縮小しているが、今後より効率的な常時監視調査を実施するため、調査回数及び調査項目の検討を行う必要がある。

(2) 比較参考値（他市での類似事業の例など）

県内他自治体においても、河川等水質調査を実施。（例） さいたま市（35地点）、所沢市（16地点）で、調査地点を年複数回調査。
県内他自治体においても、公共用水域のダイオキシン類調査を実施。（例） さいたま市（6地点）、所沢市（2地点）で年1～3回調査。

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響

法令に基づく事業を含むため廃止することは困難。市独自調査地点の廃止による縮小は、調査廃止地点の経年変化を把握することができなくなる。

(4) **所属長自己評価（今後の方向性）**　　継続

河川水質監視は法律で定められたもので、県測定計画に位置付けられたものと市測定計画に位置付けられたものがあり、その状況により各種対策がとられる基本情報であるため、重要な事業であると考えており、引き続き実施していく。